

岩手県議会告示第2号

岩手県議会が保有する個人情報の保護に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成26年3月25日

岩手県議会議長 千葉 伝

岩手県議会が保有する個人情報の保護に関する規程の一部を改正する告示

岩手県議会が保有する個人情報の保護に関する規程（平成17年岩手県議会告示第1号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後				
別表第2（第11条関係）				別表第2（第11条関係）				
開示の実施の方法	区分	単位	金額	開示の実施の方法	区分	金額		
複製物の 交付	1 <u>フレキシブルディスク</u>	<u>1枚に</u>	<u>40円</u>	複製物の 交付				
	<u>カートリッジ（日本工業規格 X 6223に適合する幅90ミリメートルのものであって、1.44メガバイトのものに限る。）に複製した複製物</u>	<u>つき</u>						
	2 <u>光ディスク（日本工業規格 X 0606及び X 6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものであって、700メガバイトのものに限る。）に複製した複製物</u>	<u>1枚に</u>	<u>80円</u>				1 <u>光ディスク（日本工業規格 X 0606及び X 6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものであって、700メガバイトのものに限る。）に複製した複製物</u>	<u>1枚につき80円</u>
	3 <u>光ディスクカートリッジ（日本工業規格 X 6277に適合する幅90ミリメートルのものであって、640メガバイトのものに限る。）に複製した複製物</u>	<u>1枚に</u>	<u>440円</u>					
	4 <u>録音カセットテープ（日本工業規格 C 5568に適合する記録時間120分のものに限る。）に複製した複製物</u>	<u>1枚に</u>	<u>120円</u>					
5 <u>ビデオカセットテープ（日本工業規格 C 5581に適合する記録時間120分のものに限る。）に複製し</u>	<u>1枚に</u>	<u>190円</u>						

た複製物				
紙その他 これに類 するもの に印字し 、又は印 画したも のの写し の交付	1 乾式の複写機に よる写し（日本工 業規格A列3番の 大きさまでのもの に限る。）	白黒	1枚に つき	10円 （両面 に複写 した場 合にあ っては 20円）
		カラー	1枚に つき	40円 （両面 に複写 した場 合にあ っては 80円）
	2 1に掲げる以外の写し		1枚に つき	当該写 しの作 成に要 する費 用に相 当する 額

様式第1号（第3条関係）

[略]

[略]	
開示の実施 の方法	1 [略]
	2 電磁的記録の場合 [略] <input type="checkbox"/> 複製物の交付（ <input type="checkbox"/> 窓口での交付 <input type="checkbox"/> 送付による交付） （複製物の区分 <input type="checkbox"/> フレキシブルデ ィスクカートリッジ（FD） <input type="checkbox"/> 光 ディスク（CD-R） <input type="checkbox"/> 光ディス クカートリッジ（MO） <input type="checkbox"/> 録音テ ープ <input type="checkbox"/> ビデオテープ）

2 1に掲げる以外の複製 物			当該複製物の作 成に要する費用 に相当する額
紙その他 これに類 するもの に印字し 、又は印 画したも のの写し の交付	1 乾式の複写機に よる写し（日本工 業規格A列3番の 大きさまでのもの に限る。）	白黒	1枚につき10円 （両面に複写し た場合にあって は、20円）
		カラー	1枚につき40円 （両面に複写し た場合にあって は、80円）
2 1に掲げる以外の写し			当該写しの作成 に要する費用に 相当する額

様式第1号（第3条関係）

[略]

[略]	
開示の実施 の方法	1 [略]
	2 電磁的記録の場合 [略] <input type="checkbox"/> 複製物の交付（ <input type="checkbox"/> 窓口での交付 <input type="checkbox"/> 送付による交付）

[略]	[略]
[略]	[略]
[略]	[略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の岩手県議会が保有する個人情報の保護に関する規程（以下「改正後の個人情報保護規程」という。）別表第2の規定は、この告示の施行の日以後にされた開示請求（個人情報保護条例（平成13年岩手県条例第7号）第11条第1項に規定する開示請求をいい、電磁的記録（同条例第2条第3号に規定する電磁的記録をいう。）の開示を受けるものに限る。以下この項において同じ。）について適用し、同日前にされた開示請求（岩手県議会が受理したものに限る。）については、なお従前の例による。

3 改正後の個人情報保護規程に定める様式は、この告示の施行の日以後に提出する請求書について適用し、同日前に提出した請求書については、なお従前の例による。

4 この告示による改正前の岩手県議会が保有する個人情報の保護に関する規程に規定する様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。